

障 第 539 号
平成 28 年 9 月 16 日

指定障害者支援施設等を運営する法人の代表者 様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
の強化・徹底について

このことについて、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知があり、今般の台風 10 号に伴う暴風雨等により、認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなる被害があったことを受け、障害者支援施設等における利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるため、特に留意すべき事項が示されましたので、お知らせします。

つきましては、厚生労働省通知の内容を踏まえ、別紙について了知のうえ、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定や非常災害に備えた定期的な避難訓練を実施するなど、非常災害対策に努めるとともに、既に非常災害時に対する計画を策定している場合であっても、当該計画の点検を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら実効性のあるものとなるよう速やかに改善を図り、災害非常時の対策に万全の備えと利用者の安全確保に努められますようお願いいたします。

なお、厚生労働省において、各施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、本年末の状況を調査予定であることを申し添えます。

【担当：障がい福祉担当 大森 電話 019-629-5448】

【別紙】

1 情報の把握及び避難の判断について

- ・ 施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全の確保するための行動をとるようにすること。
- ・ 災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を施設等が入手する方法について、停電等を含め、予め所在市町村に確認すること。
- ・ 「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。
- ・ 特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験に頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- ・ 障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとし、実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。
- ・ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
- ・ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
- ・ 非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

3 その他

その他、厚生労働省通知の内容を十分に確認し対応すること。